

「実りつくし」統一マーク使用要領

(制定 平成29年2月1日29水田第3756号)
(一部改正 令和元年7月1日1水田第685号)

(目的)

第1条 産地間での激しい販売競争の下、中食、外食で使用、提供される「実りつくし」を、「福岡の米」として消費者に認識してもらうため作成した統一マークの使用について、本要領を定める。

(使用対象者)

第2条 統一マークの使用対象者は、中食における材料及び店舗において提供される食事に「実りつくし」を使用する業者とする。

(使用条件)

第3条 統一マークを使用するものは、統一マークの使用に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) おにぎり、弁当等の販売及び店舗における食事の提供に際し、「実りつくし」が使用されていることを示す場合に限ることとし、その使用割合が100%となること(米袋での使用は認めない)。
- (2) 県が行う「実りつくし」使用に関わる調査等に協力すること。

(使用申請と登録)

第4条 第2条の要件を満たす者で、統一マークの使用を希望する者は、「実りつくし」統一マーク使用申請書(様式第1号)を福岡県知事(以下「知事」という。)あてに提出しなければならない。

なお、統一マークの使用申請は、販売状況を把握できる代表者による一括申請ができるものとする。

2 知事は、申請書の提出があったときは、審査の上、適正と認められる場合は、使用登録書(様式第2号)を申請者に交付する。

(使用の中止)

第5条 使用者は、第2条の要件を満たさなくなった場合又は統一マークを使用しなくなった場合は、「実りつくし」統一マーク使用中止届(様式3号)を知事あてに提出しなければならない。

(使用登録の取消し)

第6条 知事は、第5条による使用中止届の提出があった場合または使用者が第3条から第5条までの規定に違反した場合、統一マークの使用登録を取り消すことができるものとする。なお、このことによって生じた損失等の負担は、使用者が負うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年2月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和元年7月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

「実りつくし」統一マーク使用申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

住所（所在地）
氏名（社名）
連絡担当者
連絡先 TEL
FAX

印

「実りつくし」統一マークを使用したいので、「実りつくし」統一マーク使用要領第4条の規定に基づき下記のとおり申請します。

統一マークの使用に当たっては、「実りつくし」統一マーク使用要領第3条の使用条件を遵守します。

なお、使用条件に違反した場合、統一マーク使用登録を取り消されても意義ありません。

記

1. 使用する商品の分類

1	おにぎり	
2	お弁当	
3	飲食店での食事	
	(店舗名・住所)
	(店舗名・住所)
4	その他 ()

※ 上記表には、使用を予定されている（または使用している）商品の番号に○印をお願いします。また、その他の（ ）には、具体的な商品名をご記入ください。

2. 「実りつくし」使用開始（予定）年月日 年 月 日

3. 「実りつくし」年間使用見込数量 k g

様式第2号（第4条関係）

「実りつくし」統一マーク使用登録書

〇〇水田第〇号ー〇
年 月 日

住所（所在地）
氏名（社名）

福 岡 県 知 事
（農林水産部水田農業振興課）

年 月 日付けで申請がありました、「実りつくし」統一マーク使用申請は下記の条件を付して登録します。

記

1. 登録番号 第 号

2. 使用条件

- （1）おにぎり、弁当等の販売及び店舗における食事の提供に際し、「実りつくし」が使用されていることを示す場合に限ることとし、その使用割合が100%となること（米袋での使用は認めない）。
- （2）県が行う「実りつくし」使用に関わる調査等に協力すること。
- （3）県は、登録書の交付を受けた者に（1）から（2）までの条件に反する行為が認められた場合は、使用登録を取り消すことができるものとする。なお、このことによって生じた損失等の負担は、使用者が負うものとする。

様式第3号（第5条関係）

「実りつくし」統一マーク使用中止届

年 月 日

福岡県知事 殿

住所（所在地）
氏名（社名）
連絡担当者
連絡先 TEL
FAX

印

「実りつくし」統一マークの使用を中止したので、「実りつくし」統一マーク使用要領第5条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 使用中止理由



【デザイン意図】

お米粒型のデザインで
外観品質に優れた「実りつくし」の特徴を一目で伝えます。
「実」の文字の上の金色の丸は太陽を表し、
高温耐性も意味しています。

